

町の魅力を活用した 観光プログラムの 創出を支援します！

民間のパワーで観光振興しませんか？



千代田町着地型観光創出支援補助金

町は、自ら町の観光振興を図る事業者や団体を応援しています。新型コロナウイルス感染症の収束を見据え、本町における「**着地型観光**」を推進し、観光客の周遊性や満足度の向上を図るため、本町の多様な地域資源を活用した「**着地型体験コンテンツ**」の新規創出を図る事業者又は団体に対し、補助金を交付します。

着地型観光って何？

千代田町ならではの自然、食、文化など魅力ある地域資源を活用し、体験プログラムを始めとする取組を通じ、旅行者が町内に滞在し、本町の魅力を体感できる観光形態のこと



着地型体験 コンテンツって何？

従来型の観光スポットを巡る観光ではなく、着地型観光として、旅行者を受け入れる地域側が造成する、本町ならではのアクティビティや文化などを実際に体験できる滞在・体験型の観光プログラムのことです。

1 補助対象者

- (1) 町内に事務所又は事業所を有する法人、個人事業主
- (2) 複数の民間事業者等で構成された団体

＜補助対象外となる方＞

- ①暴力団、暴力団員及び暴力団員等
- ②政党その他の政治団体
- ③町が事務局を務める団体
- ④町税等を滞納している方（以下「滞納者」）又は滞納者が代表を務める団体 等

2 対象事業の主な要件

次のすべての要件を満たすもの

- (1) 着地型体験コンテンツの開発及び普及促進に関するコンセプトが明確な事業であること。
- (2) 情報発信のみの事業でないこと。
- (3) 翌年度以降も継続が見込まれる事業者であること。
- (4) 事業計画で5日以上実施する事業であること。
- (5) 宗教活動（寺泊・農泊事業者は除く。）又は政治活動が含まれる事業でないこと。
- (6) 行政庁等の許可及び許認可等が必要な場合は、当該許可及び認可等を受けられることが確実に見込まれていること。

～ 対象経費等の詳細は裏面をご覧ください ～

申請・問合せ先

千代田町役場 産業観光課 商工観光係 ☎0276-86-7005（土日祝を除く。）
〒370-0598 群馬県邑楽郡千代田町赤岩 1895-1（8:30～17:15）

3

補助対象経費

補助対象となる経費は、次のとおりです。

※他の補助金の交付対象となる経費は除く。

区分	摘要	補助率及び上限額
報償費	専門家・アドバイザー等の謝礼	【補助率】 2分の1以内
旅費	専門家・アドバイザー等の旅費（必要最低限のもの）	
需用費	事業実施に直接必要な消耗品、燃料費、印刷製本費、光熱水費	
役務費	郵便料金、運送代、広告掲載等の広告宣伝費、保険料	
委託料	業者等への委託経費	【上限額】 50万円
使用料及び賃借料	会場使用料、機械・機器の借上げ等の賃借料	
備品購入費	事業のために必要な備品購入費（汎用性の高い物は除く。）	
修繕料	事業のために必要な施設改修費	
原材料費	各種体験等の原材料	※千円未満切り捨て ※消費税を除く

4

申請方法

※同一申請者につき1回まで

補助対象事業を実施する1ヶ月前までに、右記の必要書類を千代田町役場産業観光課に郵送又は窓口持参により提出してください。

○申請受付期間

令和4年5月16日（月）～11月30日（水）

※予算額に到達次第、受付終了

○申請書の入手方法

- ・千代田町ホームページからダウンロード
- ・千代田町役場産業観光課窓口にて配布 等

※申請受理後、審査を行い、結果を通知します。

交付申請時提出書類

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②事業計画書（別紙1）
- ③収支予算書（別紙2）
- ④経費算出内訳書（別紙3）
- ⑤誓約書（別紙4）
- ⑥事業実施に資格が必要な場合、当該資格を証する書類の写し（報告書類提出時でも可）
- ⑦交付対象事業者の定款又は規約等の写し
- ⑧交付対象事業者の役員等名簿（別紙5）
- ⑨その他町長が必要と認める書類

5

報告書類の提出方法

補助事業の完了後30日以内又は令和4年12月28日のいずれか早い期日までに、右記の必要書類を千代田町役場産業観光課に郵送又は窓口持参により提出してください。

○実績報告書類の入手方法

- ・千代田町ホームページからダウンロード
- ・千代田町役場産業観光課窓口にて配布 等

実績報告時必要書類

- ①実績報告書（様式第5号）
- ②実施結果報告書（別紙6）
- ③収支決算書（別紙7）
- ④経費支出内訳書（別紙8）
- ⑤その他町長が必要と認める書類

※補助金は、実績報告の提出後、審査のうえ、補助金額が確定してからの交付となります。

詳しくは、町HP
をご覧ください。

